

条例制定に向けた検討事項

1 条例の基本的な考え方

- (1) すべての障害のある人が、障害種別によって分け隔てなく情報を利用、取得し、円滑に意思疎通を行えるよう、あらゆる障害種別の方の意思疎通の支援を位置づけた情報・コミュニケーション条例の制定を目指します。
- (2) 障害者権利条約や障害者基本法が、意思疎通の根幹の一つである言語に「手話を含む」と意を用いて定義しており、市としても条例に手話の位置づけを規定します。
- (3) 条例の構成や定めるべき項目、内容は、千葉市として目指す姿とそれぞれの主体が果たすべき役割が明らかになるよう、他都市の類似条例の事例を参考にしつつ、検討します。

2 各都市の条例の構成や定める内容の事例

(前文)	・意思疎通支援に係る背景及び課題
目的	・条例の目的
定義	・各用語（障害者・コミュニケーション手段等）の定義
基本理念	・様々な意思疎通支援の保障、手話の位置づけ等
市の責務	・基本理念の実現のために市が行うべきこと
市民、事業者等の役割	・基本理念の実現に向けた各主体の役割
施策の推進	・基本理念の実現に向けた施策の推進方針
その他（例）	財政措置、当事者の意見聴取、公共施設での啓発、学ぶ機会の提供、観光客や滞在者への対応、通訳の派遣、配慮した手法での情報発信、災害時の対応 など